

年度別データ

データは、各年度の年間値または年度末時点値です。

電力設備(最大出力)

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
水力	万kW	709	826	826	855	855
火力	万kW	465	782	782	782	782
石炭	万kW	464	781	781	781	781
地熱	万kW	1	1	1	1	1
合計	万kW	1,174	1,609	1,609	1,637	1,637

発電電力量

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
水力	百万kWh	12,451	11,333	10,624	12,103	12,892
火力	百万kWh	29,551	44,544	48,679	51,237	52,708
石炭	百万kWh	29,452	44,439	48,599	51,133	52,616
地熱	百万kWh	99	105	80	104	92
合計	百万kWh	42,002	55,877	59,303	63,340	65,600

販売電力量

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
水力(揚水発電分を除く)	百万kWh	10,046	8,873	8,902	10,850	11,172
火力	百万kWh	27,293	41,529	45,527	47,937	49,345
石炭	百万kWh	27,206	41,434	45,453	47,841	49,261
地熱	百万kWh	87	96	74	96	84
合計	百万kWh	37,338	50,403	54,429	58,787	60,517

燃料消費量

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
石炭(乾炭28MJ/kg換算)	万t	956	1,412	1,543	1,621	1,669
使用原単位(石炭火力)	t/百万kWh	351	341	340	339	339
重油	万kℓ	10	5	5	7	6
軽油	万kℓ	1	3	3	3	3

(注) 使用原単位の分母は石炭火力発電所販売電力量

温室効果ガス排出量

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
CO ₂ 排出量	万t-CO ₂	2,418	3,574	3,915	4,107	4,222
排出原単位(全電源)	kg-CO ₂ /kWh	0.65	0.71	0.72	0.70	0.70
#(石炭火力)	kg-CO ₂ /kWh	0.89	0.86	0.86	0.86	0.86
SF ₆ 排出量	t	-	0.1	0.0	0.1	0.0
取扱量	t	-	5.1	4.2	6.2	3.4
回収率	%	-	98	99	98	99
HFC排出量	t	-	0.0	0.0	0.0	0.0

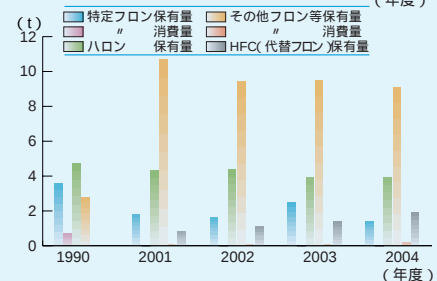
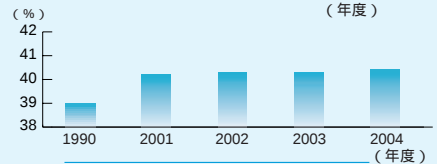
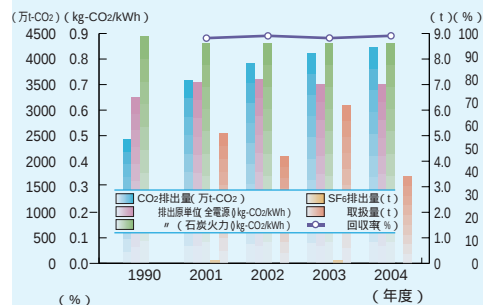
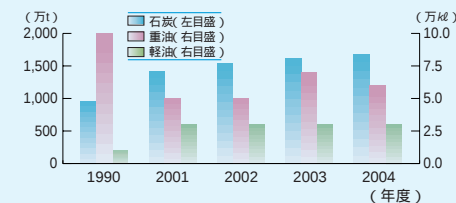
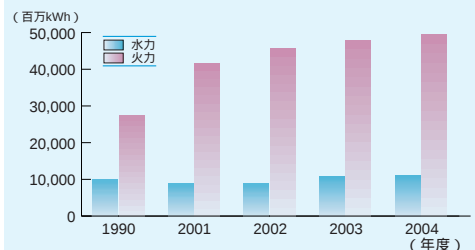
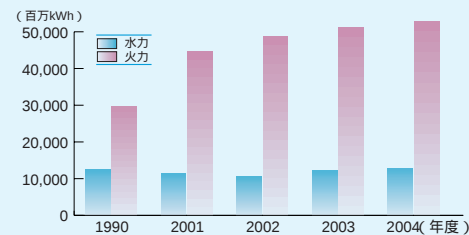
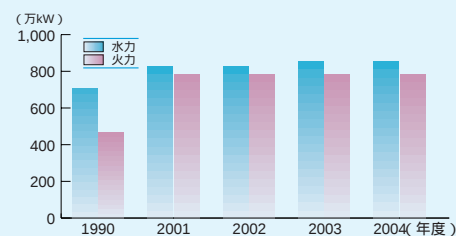
(注) 排出原単位の分母は販売電力量
若松研究所を除く

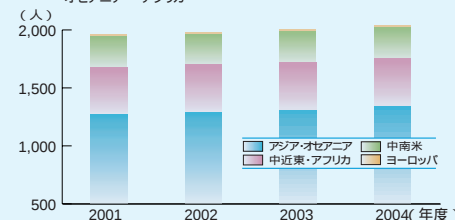
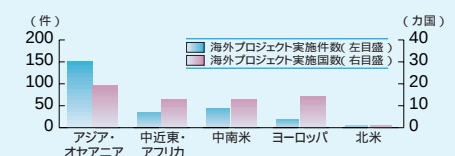
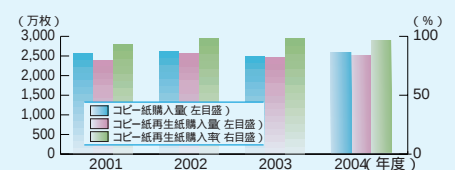
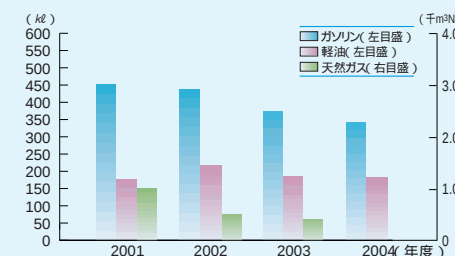
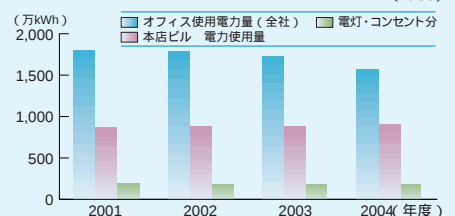
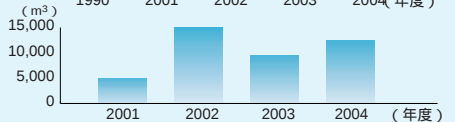
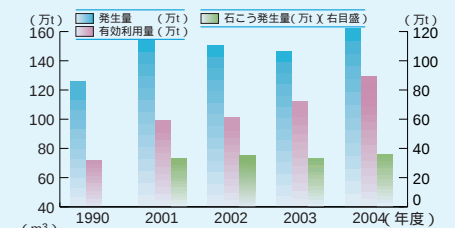
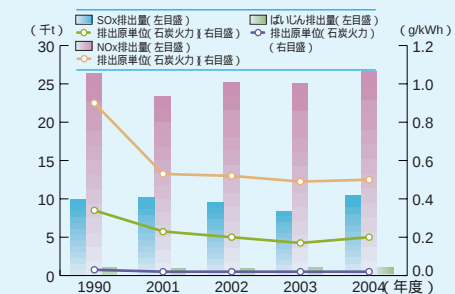
石炭火力発電所平均熱効率(発電端)

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
石炭火力平均熱効率(発電端)	%	39.0	40.2	40.3	40.3	40.4

特定フロン等使用実績

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
特定フロン 保有量	t	3.6	1.8	1.6	2.5	1.4
消費量	t	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
ハロン 保有量	t	4.7	4.3	4.4	3.9	3.9
消費量	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他フロン等 保有量	t	2.8	10.7	9.4	9.5	9.1
消費量	t	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2
HFC(代替フロン) 保有量	t	-	0.8	1.1	1.4	1.9
消費量	t	-	0.0	0.0	0.0	0.0





SOx NOxおよびばいじん排出実績

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
SOx排出量	千t	9.9	10.2	9.5	8.4	10.4
排出原単位(石炭火力)	g/kWh	0.34	0.23	0.20	0.17	0.20
NOx排出量	千t	26.4	23.4	25.2	25.0	26.6
排出原単位(石炭火力)	g/kWh	0.90	0.53	0.52	0.49	0.50
ばいじん排出量	千t	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0
排出原単位(石炭火力)	g/kWh	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02

(注) ばいじん排出量は、月1回の測定値から算出
排出原単位の分母は石炭火力発電所発電電力量

石炭灰・石こう有効利用実績

	単 位	1990年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
石炭灰発生量	万t	125.7	153.9	150.7	146.5	162.3
有効利用量	万t	71.9	98.8	101.4	111.9	107.6
有効利用率	%	57	64	67	76	91
石こう発生量	万t	-	35.4	33.0	32.0	37.1
石こう有効利用率	%	100	100	100	100	100

(注) 石炭灰有効利用率についてはP.33参照

流木有効利用量

	単 位	-	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
有効利用量	m³	-	5,000	15,000	9,400	12,500

オフィス電力使用量

	単 位	-	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
オフィス使用電力量(全社)	万kWh	-	1,797	1,781	1,728	1,564
本店ビル 電力使用量	万kWh	-	866	884	881	899
電灯・コンセント分	万kWh	-	190	185	179	179

(注) 2001年度～2003年度には一部事業用電力を含む

燃料消費量(車両・船舶・非常用電源その他用)

	単 位	-	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
ガソリン	kl	-	452	438	372	342
軽油	kl	-	176	217	185	182
天然ガス	千m³	-	1	0.5	0.4	0.0

グリーン調達実績

	単 位	-	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
コピー紙購入量	万枚	-	2,560	2,617	2,492	2,597
コピー紙再生紙購入量	万枚	-	2,380	2,560	2,453	2,511
コピー紙再生紙購入率	%	-	93	98	98	97

海外技術協力プロジェクト実績

	単 位	アジア・オセアニア	中近東・アフリカ	中南米	ヨーロッパ	北 米	計
実施件数	件	151	35	43	18	1	248
実施国数	カ国	19	13	13	14	1	60

海外研修生受入実績

	単 位	-	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
海外研修受入人数 計	人(累計)	-	53(1,961)	19(1,980)	25(2,005)	34(2,039)
アジア・オセアニア	人(累計)	-	48(1,271)	17(1,288)	20(1,308)	32(1,340)
中近東・アフリカ	人(累計)	-	2(409)	1(410)	3(413)	2(415)
中南米	人(累計)	-	2(262)	1(263)	2(265)	0(265)
ヨーロッパ	人(累計)	-	1(19)	0(19)	0(19)	0(19)

温暖化対策に関する条約等

京都議定書目標達成計画の概要

政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（1998年法律第117号）」に基づき、京都議定書の6%削減約束（1990年比）を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして「京都議定書目標達成計画」を策定し、2005年4月28日の閣議において決定しました。

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

わが国の温暖化対策のめざす方向

- ・議定書の6%削減を確実に達成
- ・長期的・継続的な削減をめざす
- ・環境先進国として、世界をリードする役割を果たす

温暖化対策の基本的な考え方

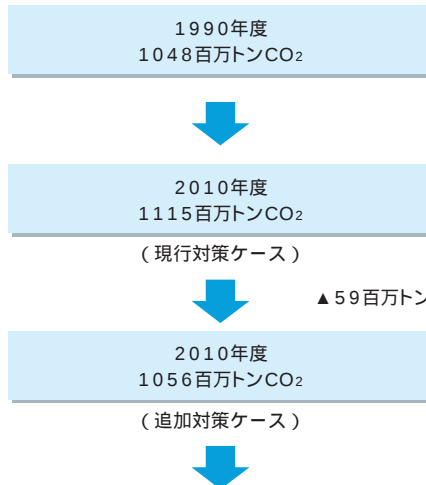
- ・環境と経済の両立
- ・技術革新の促進、すべての主体の参加・連携の促進
- ・多様な政策手段の活用
- ・国際連携の確保

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

エネルギー起源のCO ₂	+0.6%
非エネルギー起源のCO ₂	▲0.3%
メタン	▲0.4%
一酸化二窒素	▲0.5%
代替フロン ^① 等3ガス	+0.1%
森林吸収源	▲3.9%
京都メカニズム	▲1.6%
計	▲6.0%

削減量等は、1990年度総排出量比

エネルギー起源のCO₂対策



各部門の2010年度の排出量			
産業部門	民生部門	運輸部門	エネルギー転換部門
435百万トンCO ₂ [90年比▲8.6%]	302百万トンCO ₂ [90年比+10.7%]	250百万トンCO ₂ [90年比+15.1%]	69百万トンCO ₂ [90年比▲16.1%]
部門別内訳			
(▲15百万トン)	(▲31百万トン)	(▲9百万トン)	(▲4百万トン)

気候変動枠組条約の概要

国連気候変動枠組条約は温暖化防止に向けた国際的な枠組みを定めた条約です。1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された第1回「持続可能な開発」に関する世界首脳会議（通称：地球環境サミット）で採択され、1994年3月21日に発効しました。現在188カ国、1地域が批准しています。

気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的としています。

原則

共通だが差異のある責任に基づく気候系の保護
特別な状況への配慮
予防対策の実施^(注)
持続可能な開発を推進する権利・義務
協力的かつ開放的な国際協力体制の確立に向けた協力

（注）原則 の全文

締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策および措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするについて考慮を払うべきである。このため、これらの政策および措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

京都議定書の概要

京都議定書は、国連気候変動枠組条約の第3回締約国会議（COP3）で1997年12月に採択された、附属書Ⅰ国^(注)の温室効果ガス排出抑制目標を定めた決議であり、2005年2月16日に発効しました。

（注）先進国35カ国（経済移行国11カ国含む）と欧州共同体

対象温室効果ガス（GHG）	CO ₂ 、メタン ^(注) 、N ₂ O（亜酸化窒素） ^(注) 、HFC（ハイドロフルオロカーボン） ^(注) 、PFC（パーフルオロカーボン） ^(注) 、SF ₆ （六フッ化硫黄） ^(注) の6種類のガス
約束期間	2008～2012年（第一約束期間）
目 標	附属書Ⅰ国間で約束期間平均の温室効果ガス排出量を、1990年レベルに比べて少なくとも5%削減する。附属書Ⅰ国は京都議定書の附属書Bで削減目標を数値で約束し、日本の削減目標は6%
シンク（吸収源）の扱い	土地利用の変化および林業部門における1990年以降の植林、再植林および森林減少に限定して吸収量増大を排出枠に計上できる
京都メカニズム	削減目標を全世界規模で経済合理的に達成する手段として導入されたメカニズムで、排出量取引、共同実施（JI ^(注) ）、クリーン開発メカニズム（CDM ^(注) ）が定められている

* 排出量取引

割当排出量（またはCDM・JIによる削減量）の国際取引。附属書Ⅰ国は取得した他国の割当排出量（またはCDM・JIによる削減量）を自国の割当排出量に追加することが可能。

* 共同実施（JI）

附属書Ⅰ国間で共同でGHG排出削減の事業を実施し、削減量を関係国間で配分する仕組み。2008～2012年の削減量が対象。

* クリーン開発メカニズム（CDM）

附属書Ⅰ国が発展途上国でGHG排出削減の事業を実施し、削減量を関係国間で配分する仕組み。2000年以降の削減量が対象。

「電気事業における環境行動計画」は、地球温暖化問題等に対する電気事業としての取り組み方針・計画をまとめたもので、実績や国内外の動向等を踏まえて毎年フォローアップを行うこととしています。

この行動計画は、1997年6月に経団連が策定した「経団連環境自主行動計画」に組み込まれており、「経団連環境自主行動計画」およびこれらを構成する産業界の自主行動計画は、国の審議会等でその進捗状況の点検を受けています。

地球温暖化対策

CO₂排出削減目標

電気事業はCO₂排出削減に対する目標として、2010年度における使用端CO₂排出原単位を1990年度実績から20%程度低減(0.34kg-CO₂/kWh程度)にまで低減するよう努めることとしています。

これにより、2010年度において、使用電力量は1990年度比で37%増加すると見込まれるのに対し、CO₂排出量は10%程度の伸びに抑えられると試算されます。

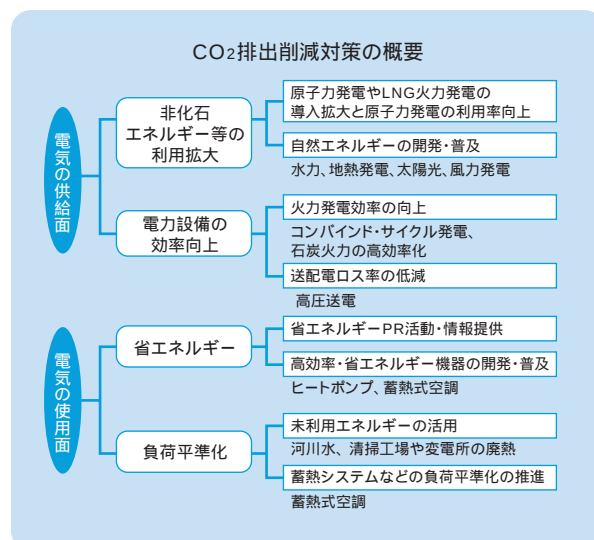
CO₂排出削減対策の概要

電気事業におけるCO₂排出削減対策を大別すると「電気の供給面」と「電気の使用面」の2つに分けられます。以下にその概要を示します。

- 電気の供給面
 - ・発電の際にCO₂を排出しない原子力発電や比較的排

出の少ないLNG火力発電の導入拡大と、原子力発電の利用率向上

- ・水力・地熱・太陽光・風力発電等の自然エネルギーの開発・普及
- ・コンバインド・サイクル発電や高効率石炭火力の導入等による火力発電効率の向上と送配電ロスの低減等電力設備の効率向上
- 電気の使用面
 - ・お客様サイドにおける省エネルギー方策のPR活動・情報提供、ヒートポンプ等、高効率・省エネルギー機器の開発・普及および未利用エネルギーの活用
 - ・蓄熱システム等の普及・促進による負荷平準化の推進



CO₂排出実績

項 目	1990年度 (実績)	2001年度 (実績)	2002年度 (実績)	2003年度 (実績)	2005年度 (見通し)	2010年度
使用電力量 (億kWh)	6 590	8 240	8 410	8 340	8 460	【見通し】 9,050
CO ₂ 排出量 (億t-CO ₂)	2.77 [0.02]	3.12 [0.13]	3.42 [0.17]	3.63 [0.20]	3.1	【見通し】 3.2
使用端CO ₂ 排出原単位 (kg-CO ₂ /kWh)	0.421	0.379	0.407	0.436	0.37	【見通し】 0.36 → 【目 標】 1990年度比20%程度低減(0.34程度)

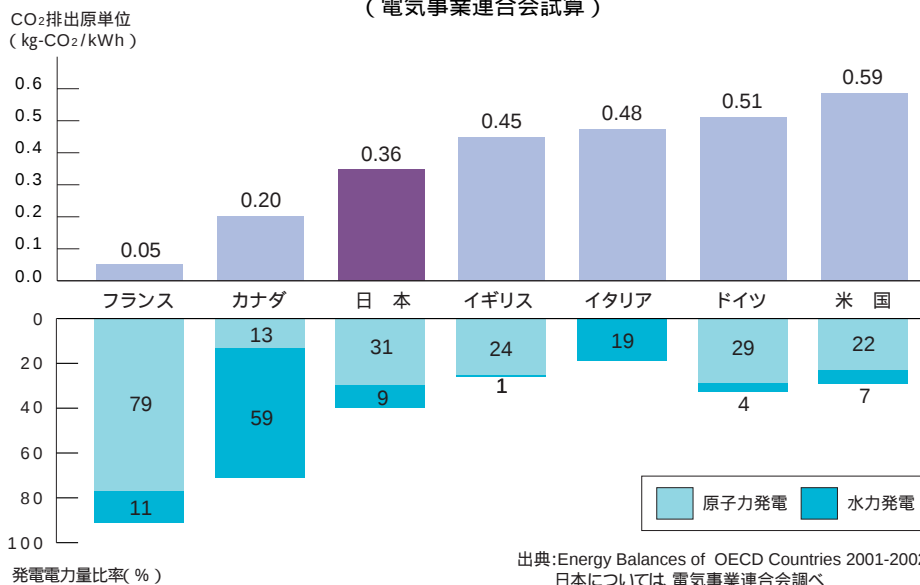
- * 使用端CO₂排出原単位 = CO₂排出量 ÷ 使用電力量
- * CO₂排出量は以下のとおり、燃料種別毎のCO₂排出量を合計した量。
CO₂排出量 = (化石燃料燃焼に伴う投入発熱量) × (CO₂排出係数)
- * 投入発熱量は資源エネルギー庁「平成16年度汽力発電用燃料計画」等、燃料種別CO₂排出係数は環境省「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果総括報告書」(平成14年8月)の記載値を使用しました。
- * 2005年度、2010年度の見通しは、GDP(国民総生産)等の諸指標および需要動向などを勘案した平成16年度供給計画をベースに試算したものです。
- * 使用電力量、CO₂排出量には、共同火力、IPP、自家発電などから購入して販売した電力量、購入した電力の発電時に排出されたCO₂を含みます。
- * []内の値はIPP、自家発電などからの購入電力量に相当するCO₂排出量を再掲したものであり、それぞれのCO₂削減努力を期待するものです。なお、算定にあたっては、購入電力量から投入発熱量を推定しています。

電気事業連合会関係12社の目標

2010年度における使用端CO₂排出原単位を
1990年度実績から20%程度低減する

$$\text{CO}_2\text{排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気の使用量 [電力量] (kWh)} \times \text{CO}_2\text{排出原単位 [電力量当たりのCO}_2\text{排出量] (kg-CO}_2\text{/kWh)}$$

CO₂排出原単位(発電端)の各国比較(2002年度)
(電気事業連合会試算)

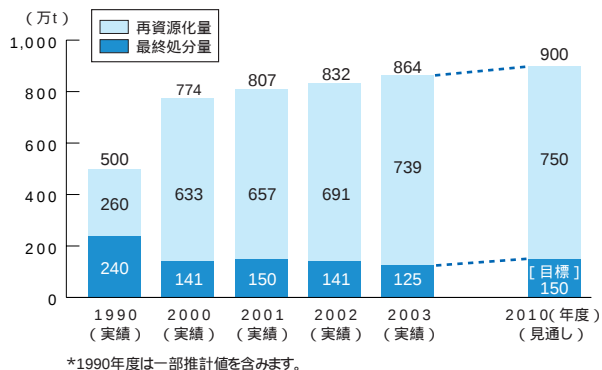


廃棄物等の削減・再資源化対策

廃棄物最終処分量削減目標

2010年度における廃棄物最終処分量を、1990年度実績(240万t)を下回る150万tに低減するよう努めます(再資源化率で示すと、1990年度実績52%に対し2010年度は83%)

電気事業における廃棄物最終処分量の削減目標



おもな廃棄物と副産品の再資源化量等の推移

(単位:万t)

種 類			1990年度	2001年度	2002年度	2003年度
廃 棄 物	燃え殻 ばいじん (石炭灰)	発生量	347	582	605	640
		再資源化量 (再資源化率)	137 (39%)	446 (77%)	474 (78%)	526 (82%)
	がれき類 (建設廃材)	発生量	40	39	33	30
		再資源化量 (再資源化率)	21 (53%)	34 (87%)	31 (94%)	29 (96%)
	金属くず	発生量	14	15	17	16
		再資源化量 (再資源化率)	13 (93%)	14 (94%)	16 (96%)	15 (97%)
副 生 品	脱硫石膏	発生量	85	153	160	161
		再資源化量 (再資源化率)	85 (100%)	153 (100%)	160 (100%)	161 (100%)

(注) 廃棄物には、有価物も含まれます。
がれき類(建設廃材)と金属くずについては、1990年度は推計値。

脱硫石膏は、副産品として全量売却されています。
再資源化率は、実数量により算出(発生量・再資源化量の万t未満の数量は四捨五入による数値処理実施)。

環境年表

世界の動き	当社の動き	日本の動き
	1952 当社設立	
	1960 御母衣発電所、荘川桜の移植実施 1964 磯子火力発電所に関する公害防止協定を横浜市と締結（横浜方式）	1967「公害対策基本法」公布 1968「大気汚染防止法」公布 1968「騒音規制法」公布
1972 国連人間環境会議開催（ストックホルム） 1975 ワシントン条約発効	1973 沼原発電所、運転開始（湿原の保全） 1975 高砂火力発電所1号機、排煙脱硫装置完成（わが国初の全量排煙脱硫装置） 1976 十津川第一発電所、取水口を表面取水設備に改造 1977 船明発電所、運転開始（魚道設置）	1970「水質汚濁防止法」公布 1970「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布 1971「悪臭防止法」公布 1974「大気汚染防止法」改正（総量規制導入） 1975「振動規制法」公布 1977 通産省省議アセス通達
1985 オゾン層保護のためのウィーン条約採択 1988 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設置	1980 魚梁瀬発電所、取水口を選択取水設備に改造 1982 竹原火力発電所1号機、排煙脱硝装置設置 1986 磯子火力発電所、神奈川県「公害防止功労賞」受賞 1987 石川石炭火力発電所、公共の色彩賞環境色彩十選に入選 1988 高砂火力発電所、「資源エネルギー庁長官表彰」受賞（省エネルギー）	1984「環境影響評価実施要綱」閣議決定
1992「環境と開発に関する国連会議」開催（リオデジャネイロ） 1994 気候変動枠組条約発効 1995 気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）開催（ベルリン） 1996 気候変動枠組条約第2回締約国会議（COP2）開催（ジュネーブ） 1996 ISO14001「環境マネジメントシステム」制定 1997 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）開催（京都） 1998 気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4）開催（ブエノスアイレス） 1999 気候変動枠組条約第5回締約国会議（COP5）開催（ボン）	1990「地球環境問題対策委員会」設置 1990 西吉野第一発電所、河川維持流量の放流開始（既設発電所：当社初） 1990 田子倉発電所、流木炭の製造開始 1990 竹原火力発電所、「資源エネルギー庁長官表彰」受賞（省エネルギー） 1993「環境行動推進会議」設置 1993「でんばつ環境行動指針」制定 1993 流木炭等が「通産産業省大臣賞」受賞（再資源化アイデア） 1994 熊牛発電所、通産省グッドデザイン賞受賞 1994 中国、高硫黄炭脱硫技術実証試験（黄島発電所）試験運転開始 1997 奥清津第二発電所、土木学会技術賞受賞（地域共生・開放型発電所） 1998「新でんばつ環境行動指針」制定 1998 オーストラリア国の植林事業に着手 1998 松浦火力発電所号機、膜式排煙脱硫排水処理装置が「工業技術院長賞」受賞（大気汚染防止） 1999 松浦火力発電所、ISO14001認証取得 1999 奥只見・大島増設建設所、ISO14001認証取得（建設機関：国内初） 1999 松浦発電所2号機タービンが「日本機械学会賞」受賞（熱効率向上等）	1990「地球温暖化防止行動計画」決定 1993「再生資源の利用促進に関する法律」公布 1993「環境基本法」公布 1994「環境基本計画」閣議決定 1995「容器包装リサイクル法」公布 1997「環境影響評価（アセス）法」公布 1997「河川法」改正（治水、利水に加え環境の整備と保全） 1998「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）」改正 1998「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 1999「PRTR法」公布 1999「ダイオキシン類対策特別措置法」公布
2000 気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）開催（ハーグ） 2001 COP6再開会合開催（ボン） 2001 気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）開催（マラケシュ） 2001 京都議定書運用ルール決定 2002「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ） 2002 気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8）開催（ニューデリー） 2003 気候変動枠組条約第9回締約国会議（COP9）開催（ミラノ） 2003 第3回世界水フォーラム 2004 気候変動枠組条約第10回締約国会議（COP10）開催（ブエノスアイレス） 2004 ISO14001:2004発行 2005 京都議定書発効	2000「環境管理規程」「電源開発環境方針」制定 2000 沖縄海水揚水発電所、土木学会技術賞受賞（環境創生地）およびエネルギー広報施設・広報活動表彰受賞（環境問題理解促進活動） 2000 苫前ウインピラ発電所、運転開始 2000 石炭灰利用深層混合処理工法で「地盤工学会技術開発賞」受賞（資源の循環利用） 2000 橋湾火力発電所、「土木学会賞」受賞（周辺環境保全・調和対策、海底浚渫土再利用、石炭灰大量有効利用ほか） 2000 建設部ISO14001認証取得 2001 仁賀保高原風力発電所、運転開始 2001 磯子火力発電所、「公共の色彩賞・環境色彩10選」入賞 2001 ISO14001に準拠したEMSの全社導入完了 2002 灰循環型PFBC技術開発で「日本エネルギー学会賞」受賞（脱硫効率・熱効率向上、石炭灰削減等） 2002 大牟田リサイクル発電所、運転開始 2002 東京臨海風力発電所、運転開始 2003 大牟田リサイクル発電所、「新エネ大賞・新エネルギー財団会長賞」受賞 2003 奥只見・大島発電所増設、「土木学会技術賞」受賞（自然環境保全と技術開発の克服） 2003 グリーンパワーくすまき風力発電所、営業運転開始 2004 奥只見・大島増設建設所環境報告書、第7回環境レポート大賞受賞 2004「J-POWERグループ環境経営ビジョン基本方針」制定 2004 環境ラベル「エコリーフ」認証登録 2005 田原、阿蘇、鹿町など3風力発電所、営業運転開始 2005 全石炭火力発電所・地熱発電所でISO14001認証取得完了	2000「循環型社会形成推進基本法」公布 2001 省庁再編により環境省発足 2001「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行 2001「グリーン購入法」施行 2002「省エネ法」改正 2002「地球温暖化対策推進法」改正 2002「自然再生推進法」公布 2003「土壌汚染対策法」施行 2003「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」施行 2003「環境教育推進法」施行 2004「廃棄物処理法」改正 2004「大気汚染防止法」改正 2004「環境配慮促進法」公布 2004「景観法」施行

用語解説

* ページは、おもな記載箇所を表示しています。

あ

亜酸化窒素(N_2O)

P.28,30,76

一酸化二窒素ともいう。二酸化炭素、メタン、対流圏オゾン、クロロフルオロカーボン(CFC) などとともに代表的な温室効果ガスの一つ。温室効果は CO_2 の310倍。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であるといわれている。

一般廃棄物

P.9,19,26,34,35,57

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しており、家庭から発生する「生活系一般廃棄物」と事業所や飲食店から発生する「事業系一般廃棄物」に区分している。

硫黄酸化物(SO_x)

P.8,9,13,17,19,24,31,43,49,57,74

硫黄の酸化物の総称で、 SO_x と略称される。二酸化硫黄(SO_2)のほか、三酸化硫黄(SO_3)、硫酸ミスト(H_2SO_4) などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり、排出ガス中に含まれ、酸性雨の原因物質などの一つとして大気汚染の原因となる。

卸電力取引所

P.3

既存の電力会社や自家発電保有者が余剰電力を取引所に卸し、小売業者が取引所から電力を調達し需要家に販売するもの。2003年11月に大手電力など21社で設立された。

温排水

P.32

火力や原子力発電において、タービンを回した後の蒸気は、復水器で冷却されて水に戻り、再びボイラーに送られ循環利用されている。この復水器の冷却用水として、わが国のほとんどの発電所では海水が使用されている。蒸気を冷やした海水は、復水器を通る間に温度が上昇し、放水口から海に戻されるので、この海水を「温排水」と呼んでいる。

か

化学的酸素要求量

(COD : Chemical Oxygen Demand)

P.18

水中の汚濁物質(おもに有機物) を酸化するのに消費される酸素量。海域や湖沼の汚濁指標に用いる。

ガスコジェネ発電

P.7,9

天然ガスなどを燃料としてタービンやエンジンで発電し、その時に発生する排熱を冷暖房や給湯に利用する発電システム。この組み合わせにより、高い熱効率を得られる。

ガスタービン・コンバインド・サイクル発電

P.8,12,26

ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電方式。圧縮空気の中で燃料を燃やした排ガス圧力でガスタービンを、また排ガスの余熱で蒸気タービンを回転させ発電を行う。この組み合わせにより、高い発電効率を得られる。

河川維持流量

P.12,15,39,79

河川環境の保全および清流回復への取り組みとして、発電所の減水区間を解消する目的で、各河川ごとに魚類の生息環境の回復や河川景観の向上など、良好な河川環境を回復・創出するうえで確保すべき要件を総合的に検討し設定される河川放流量のこと。

環境会計

P.10,19

従来は財務分析のなかに反映されにくかった企業の環境保全に関する投資や経費、さらにその効果などを正確に把握し、開示していくための仕組み。企業にとっては、自社の環境保全への取り組みを定量的に示して事業活動における環境保全コストの費用対効果を向上させるメリットがあり、ステークホルダーにとっては、環境報告書などを通して企業環境会計データを得ることで企業の環境への取り組みの状況を同じ尺度で比較・検証するツールとなる。

環境効率(性)

P.10,20,22,31

事業活動で使用する水、電気、原料等の使用量の削減活動や廃棄物、排水、排ガス等の発生量の削減活動および遵法性、環境汚染防止等への努力を数値化し、活動状況を比較評価する手法。

グリーン調達

P.8,10,50,56,74

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

コンプライアンス

P.2,6,45,59,60

法令遵守。

さ

再生可能エネルギー

P.7,15,16,17,19,22,25,29,70

地球上で有限である石炭・石油などの化石燃料に対し、太陽、水力、風力、波力、バイオマスなど、自然現象のなかで得られるエネルギー。

産業廃棄物

P.7,18,33,35,38,47,48

事業活動に伴って生じた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどの廃棄物をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が求められている。

持続可能性報告(ガイドライン)

P.2,84

持続可能な発展という観点から、環境面のみでなく社会面と経済面の報告も統合した報告(サステナビリティレポート)について、国連環境計画や各国の環境団体、機関投資家、会計士協会、企業などからなる国際的なNGOであるGRI(Global Reporting Initiative) が策定しているガイドライン。

持続可能な発展 / 開発

(Sustainable Development)

P.3,4,5,6,13,20,44,69,70,76

1987年の「環境と開発に関する世界委員会」報告書では、「持続可能な開発とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような開発をいう」と定義している。また、1991年に国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)、世界自然保護基金(WWF) が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義している。

指定運営機関

(DOE : Designated Operational Entity)
P.30

CDM事業の有効化審査、削減量の検証、認定を行う機関としてCDM理事会の信任と国連事務局の指定を受けた機関。

石炭ガス化燃料電池複合発電

(IGFC : Integrated Coal Gasification
Fuel Cell Combined Cycle)
P.7,9,27

燃料電池、ガスタービン、蒸気タービンの3つの発電形態を組み合わせたトリプル複合発電システムで、石炭火力発電としては究極の発電システム。

ゼロエミッション

P.7,13

1992年の地球環境サミットの「持続可能な発展」の理念を受けて1994年に国連大学において提唱された構想であり、ある産業からの廃棄物を他の産業の原料とすることで廃棄物ゼロを実現する循環型産業システムを構築しようとする考え方。理想とされるゴールに向けての絶え間ない向上のプロセスを意味する。日本では「ごみゼロ」と訳され、各主体による各種様の取り組みが行われている。

た

ダイオキシン類

P.9,34,36,47,79

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) およびコプラナ - ポリ塩化ビフェニル (コプラナ - PCB) の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、2000年1月ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。

代替フロン

P.28,75

オゾン層を破壊するフロンガスの代わりとして利用されている物質。代替フロンは半導体の製造過程や冷蔵庫などに利用されているが、二酸化炭素の数千倍から数万倍もの温暖化作用があるため、1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3) で削減の対象になった。

窒素酸化物 (NOx)

P.8,9,13,17,19,24,31,43,49,57,74

物が燃える際に大気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物 (NOx) が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の

際に一酸化窒素 (NO) が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素 (NO₂) となり大気中に排出される。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

電気事業における環境行動計画

P.77

電気事業者が自主的かつ積極的に環境保全対策に取り組むため、電気事業連合会関係12社がとりまとめた自主行動計画。地球温暖化対策や循環型社会の構築について具体的な目標を設定し、積極的な取り組みを行っているもの。透明性を確保するため毎年フォローアップを行い、結果を公表している。

特別管理産業廃棄物

P.18,47

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物のなかで爆発性、毒性、感染性を有するものを特別管理産業廃棄物と定義し、厳重な管理をはかっている。引火点の低い廃油、医療系廃棄物、PCB廃棄物、廃石綿、重金属を高濃度含有する汚泥等が該当する。

土壌汚染

P.38,79

土壌や地下水が有害物質により汚染されること、または汚染された状態のこと。原材料の漏出や廃棄物の埋立・投棄等により汚染物質が直接土壌に混入する場合と、大気汚染や水質汚濁等を通じて間接的に土壌を汚染する場合があります。いったん汚染されると回復が困難で顕在化しにくい。

な

燃料電池

P.12,27

外部から水素と酸素を供給しその化学反応によって電気を発生させる装置で、高い発電効率が得られ排熱も有効利用できるため、総合エネルギー効率が高く、省エネルギーやCO₂排出量の削減にも効果がある。燃焼工程がないために大気汚染物質の排出が少なく、また発電設備に回転部分がないため、低騒音など環境特性上優れている。

は

ハイドロフルオロカーボン (HFC)

P.9,28,73,76

オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年頃から電気冷蔵庫、カーエアコンなどに使用されている化学物質。人工的温室効果ガス。温室効果はCO₂の140～11,700倍。

パーフルオロカーボン (PFC)

P.28,30,76

1980年代から半導体製造用として使用されている化学物質。人工的温室効果ガス。温室効果はCO₂の6,500～9,200倍。

ばいじん

P.9,13,18,19,31,49,57,74,78

大気中の浮遊物質の発生源について、大気汚染防止法では、物の燃焼等によって発生する物質を「ばいじん」、物の粉碎や堆積に伴い発生または飛散する物質を「粉じん」、自動車の運行に伴い発生するものは「粒子状物質」と区分している。

発電効率、熱効率

P.12,13,17,22,56,79

発電設備に供給された熱量に対する発電電力量 (熱量換算) の割合。

ビオトープ

P.40,47,58

ドイツ語のBio (生物) とTopo (空間、場所) を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。元来は広範囲の自然生態系を意味するもの。最近では人工的に植物や魚、昆虫が共存する空間として作り出したものを指すことが多い。

附属書 国

P.76

気候変動枠組条約の附属書 に記載されている将来の温室効果ガス排出削減を約束した国 (本文中では「先進国」と表現)

フルサーマル

P.15

原子炉使用済燃料の再処理によって回収されるプルトニウムをウランと混合した酸化物燃料 (MOX [モックス] 燃料 ; Mixed Oxide Fuel) の形で、主として軽水炉発電により利用するもの。

フルMOX-ABWR

P.15,25

これまでの「フルサーマル計画」は、原子炉全体の1/3程度までMOX燃料を使用する計画であるが、これに対して、原子炉全体 (フル) でMOX燃料を利用する計画をいう。

ま

マイクロ水力発電

P.12,26

明確な定義はないが、発電出力がおおむね100kW程度以下の水力発電を指す。

メタン(CH₄)

P.28,30,76

天然ガスの主成分。なお、有機物の腐敗・発酵によっても発生する。温室効果ガスのうち、二酸化炭素の次に多く排出されており、温室効果はCO₂の21倍。

ら

ライフサイクルアセスメント

(LCA : Life Cycle Assessment)

P.10,12,26

その製品にかかわる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などのすべての段階を通して、投入された資源・エネルギーや排出された環境負荷およびそれらによる地球や生態系への環境影響を、定量的、客観的に評価する手法。

六フッ化硫黄(SF₆)

P.9,17,19,28,73,76

フッ素と硫黄の化合物で、天然には存在せず工業的に生成される。化学的に安定で、絶縁性能に優れていることなどから、電気事業では遮断器などの絶縁ガスに使用している。温室効果はCO₂の23,900倍。

A

ABWR

(改良型沸騰水型炉 :

Advanced Boiling Water Reactor)

P.15,25

C

CDM(クリーン開発メカニズム :

Clean Development Mechanism)

P.7,9,23,29,76

D

DNAマイクロアレイ

P.42

スライドガラスなどの基盤の上にあらかじめ配列のわかっているDNAの断片を高密度に固定した遺伝子情報解析ツール。これに蛍光色素で標識を付けた検体のDNAを注ぎ、相補的な配列を持つDNAが二本鎖を形成する性質を利用して検体に含まれるDNAを特定することができる。短時間に一括して大量の遺伝子情報を解析することができ、ゲノム創薬、テーラーメイド医療、遺伝子組換え食品に対する検査などの幅広い用途が期待されている。

E

EMS(環境マネジメントシステム :

Environmental Management Systems)

P.7,11,23,34,38,45,47,56,79

I

IPR(独立系発電事業者 :

Independent Power Producer)

P.1,26,44

一般電気事業者に電気を供給する事業者のうち、卸電気事業者以外のもの。

ISO14001

P.7,10,11,45,47,56,70,79

国際標準化機構(ISO)が策定している環境管理に関する国際規格ISO14000 シリーズの一つで、環境マネジメントシステムの要求事項を規定したもの。

J

JEPIX(日本版環境政策優先度指数 :

Environmental Priorities Index

for Japan)

P.20

大気汚染や水質汚濁などの環境影響を、エコポイント(EP)という単一指標で、300以上の環境汚染物質の環境影響を重み付けし、総合的な環境影響度を単一数値で評価する手法。

J(共同実施 : Joint Implementation)

P.7,9,23,29,76

L

LIME(日本版被害算定型影響評価手法 :

Life-cycle Impact assessment Method

based on Endpoint modeling)

P.20

CO₂などの環境負荷物質が、温暖化やオゾン層破壊などの環境問題に与える影響を科学的に分析し、さらに人間健康や生態系といった保護対象ごとに被害量を算定し、重み付けを行い統合する手法。

O

ODA(政府開発援助 :

Official Development Assistance)

P.44

政府や関係機関が発展途上国の経済発展や福祉向上などを目的に提供する資金や技術援助のこと。外務省や国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)などが実施する。

P

PCB(ポリ塩化ビフェニル :

Polychlorinated Biphenyl)

P.9,36,79

1929年に初めて工業製品化された有機塩素化合物。安定性、耐熱性、絶縁性を利用してさまざまな用途に用いられてきたが、難分解性であり、生物に蓄積しやすく、かつ慢性毒性があることが明らかになり、1974年には化学物質審査規制法に基づき、製造、輸入、新規使用が禁止された。保管中のPCB廃棄物については、2001年7月に施行されたPCB特別措置法により、2016年までの無害化処理が規定された。

PDCAマネジメントサイクル

P.45

Plan(計画) Do(実行) Check(点検) Action(行動) からなるサイクル。環境管理システムにおいても、このサイクルを繰り返し回すことにより継続的改善をはかっていくことが基本となる。

PRTR(環境汚染物質排出・移動登録 :

Pollutant Release and

Transfer Register)

P.36,49,79

R

RPS制度(RPS法(2003年4月施行))

P.12

エネルギーの安定供給と環境の保全に寄与することを目的に、一般電気事業者に一定量以上の新エネルギー(風力、太陽光、地熱、水力[水路式で出力1,000kW以下のもの]、バイオマス、電気の利用を義務付けた法律。

S

SOFC(固体酸化物形燃料電池 :

Solid Oxide Fuel Cells)

P.9,27

SPC(特別目的会社 :

Special Purpose Company)

P.35

U

USC

(超々臨界圧技術 : Ultra Super Critical)

P.19,22

事業所一覧

(2005年4月1日現在)

国内	名称	所在地	電話番号
本店		104・8165 東京都中央区銀座6・15・1	03・3546・2211
水力・ 送変電事業部	北海道支店	060・0003 北海道札幌市中央区北三条西三丁目 大同生命ビル	011・221・8445
	東日本支店	350・1162 埼玉県川越市大字南大塚151番地	049・246・9711
	中部支店	486・0815 愛知県春日井市十三塚町十三塚3030-68-1	0568・81・2300
	西日本支店	530・6691 大阪府大阪市北区中之島6・2・27 中之島センタービル	06・6448・5921
	大間幹線立地所	035・0035 青森県むつ市本町1番10号	0175・22・8177
	中四幹線工事所	793・0010 愛媛県西条市飯岡2810	0897・53・4871
	佐久間東幹線建替工事所	412・0042 静岡県御殿場市萩原518・1 ドリームパレス	0550・84・6464
	揖斐川調査所	501・0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方字下須場675	0585・22・0722
	球磨川調査所	868・0022 熊本県人吉市願成寺町860番地13	0966・24・3100
火力事業部	磯子火力発電所	235・8510 神奈川県横浜市磯子区新磯子町37・-2	045・761・0281
	高砂火力発電所	676・0074 兵庫県高砂市梅井6・4・1	0794・47・1301
	竹原火力発電所	729・2394 広島県竹原市忠海長浜2・1・1	0846・27・0211
	橘湾火力発電所	779・1631 徳島県阿南市橘町小勝3番地	0884・34・3221
	松島火力発電所	857・2531 長崎県西海市大瀬戸町松島内郷2573・3	0959・22・2111
	松浦火力発電所	859・4595 長崎県松浦市志佐町白浜免字瀬崎458・1	0956・72・1201
	石川石炭火力発電所	904・1103 沖縄県うるま市石川赤崎3・4・1	098・964・3711
	鬼首地熱発電所	989・6802 宮城県玉造郡鳴子町字末沢西16・10	0229・82・2141
	若松火力センター	808・0111 福岡県北九州市若松区柳崎町1番	093・741・0931
原子力事業部	大間原子力建設準備事務所	039・4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間平20	0175・37・2125
	青森事務所	030・0802 青森県青森市本町1・2・20 住友生命青森柳町ビル	017・722・4772
経営企画部	若松総合事業所	808・0111 福岡県北九州市若松区柳崎町1番	093・741・0931
	仙台事務所	980・0811 宮城県仙台市青葉区一番町4・6・1 仙台第一タワービル	022・267・2551
	高松事務所	760・0023 香川県高松市寿町1・4・3 高松中央通りビル	087・822・0821
	福岡事務所	812・0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3・2・1 日本生命博多駅前ビル	092・472・3736
	北陸支社	930・0004 富山県富山市桜橋通り5・13 富山興銀ビル	076・442・1151
	中国支社	730・0013 広島県広島市中区八丁堀15・10 セントラルビル	082・221・0423
技術開発センター		253・0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1・9・88	0467・87・1211
	茅ヶ崎研究所	253・0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1・9・88	0467・87・1211
	若松研究所	808・0111 福岡県北九州市若松区柳崎町1番	093・741・0931

海外	名称	所在地
ワシントン事務所(アメリカ国)		1101 17th Street, N.W Suite 802 Washington, DC 20036
北京事務所(中国)		Chang Fu Gong Office Building, Jia-26, Jian Guo Men Wai Da Jie, Beijing 100022 PRC
バンコック事務所(タイ国)		Nantawan Building, 161 Rajdamri Road, Lumpinee Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand
クアラルンプール事務所(マレーシア国)		32, 1st Floor, Jalan 28/70 A Desa Sri Hartamas 50480 Kuala Lumpur
ユンカン水力工事監理事務所(ペルー国)		Calle Morelli No.109, 3ro. Piso, San Borja, Lima 41, PERU
プルリア揚水工事監理事務所(インド国)		WESEB PPSP Administrative Bld., Patherdhi Village, P.O. Baghmundi, Purulia Dist., West Bengal State 723152 INDIA
アップーコトマレ水力工事監理事務所(スリランカ国)		304-1, Union Place, P.O.Box 2014, Colombo 2, Sri Lanka
ダイニン水力工事監理事務所(ベトナム国)		Dai Ninh Ninh Gia-Duc Trong-Ram Dong VIETNAM

GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002対照表

項目	指標	該当ページ
1 ビジョンと戦略		
1.1	持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明	P.4,5,6
1.2	報告書の主要要素を表す最高経営責任者（または同等の上級管理職）の声明	P.3
2 報告組織の概要		
組織概要		
2.1	報告組織の名称	P.1
2.2	主な製品やサービス	P.1,55,58
2.3	報告組織の事業構造	P.1
2.4	主要部門、製造部門子会社、系列企業および合併企業の記述	P.1,55
2.5	事業所の所在国名	P.1,83
2.6	企業形態（法的形態）	P.1,3
2.7	対象市場の特質	P.1
2.8	組織規模	P.1
2.9	ステークホルダーのリスト、その特質、および報告組織との関係	P.3,59
報告書の範囲		
2.10	報告書に関する問い合わせ先 電子メールやホームページのアドレスなど	裏表紙
2.11	記載情報の報告期間（年度／暦年など）	P.2
2.12	前回の報告書の発行日（該当する場合）	P.2
2.13	「報告組織の範囲」（国／地域、製品／サービス、部門／施設／合併事業／子会社）	P.2
2.16	以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなおす場合、再報告の性質、効果および理由を説明	P.21
報告書の概要		
2.18	経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準／定義	P.19-20
2.20	持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み	P.69-72
2.22	報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書入手できる方法（可能な場合には）	P.51-52
3 統治構造とマネジメントシステム		
構造と統治		
3.1	組織の統治構造 取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む	P.45,59
3.4	組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス	P.47
3.6	経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者	P.45-46, 55-56, 59,63
3.7	組織の使命と価値の声明 組織内で開発された行動規範または原則 経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針	P.4-10,59
ステークホルダーの参画		
3.9	主要ステークホルダーの定義および選出の根拠	P.3,59
3.10	ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告。	P.60,66
3.11	ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類	P.60,66
3.12	ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況	P.60,66
統括的方針およびマネジメントシステム		
3.13	組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明	P.37-38
3.14	組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則書や、各種の提唱（イニシアチブ）。	P.21,77
3.15	産業および業界団体、あるいは国内／国際的な提言団体の、会員になっているもののうちの主なもの	P.21,77
3.19	経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順	P.7,8, 45-46
3.20	経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況	P.46
4 GRIガイドライン対照表		
4.1	GRI報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表	P.84
5 パフォーマンス指標		
統合指標		
全体体系的指標	組織自体がその一部であるところの広範な経済・環境・社会システムと組織の活動を関連付けけるもの	P.13-16 21
横断的指標	経済・環境・社会的パフォーマンスの2つ以上の側面を直接結びつけるもの	P.19-20
経済的パフォーマンス指標		
項目	指標	該当ページ
直接的な影響		
顧客		
EC1	売上上げ	P.1
EC2	市場の地域別内訳	P.1
EC3	製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト	P.1

・本対照表は、ガイドライン各項目に対する該当箇所を当社の解釈により抽出したものです。

GRI(Global Reporting Initiative):世界のNGO、企業、国際機関などによるネットワーク組織。「経済」「環境」「社会」の3つの側面から企業活動を報告することを奨励している。
当ガイドラインは、下記ホームページで入手できます。
<http://www.globalreporting.org/guidelines/2002/2002Japanese.pdf>

環境パフォーマンス指標		
項目	指標	該当ページ
原材料		
EN1	水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量	P.17-18,57
EN2	外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物（処理、未処理を問わず）が、製品作りの原材料として使用された割合	P.17-18,57
エネルギー		
EN3	直接的エネルギー使用量	P.17-18,57
水		
EN5	水の総使用量	P.17-18,57
生物多様性		
EN7	陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容	P.40-41
放出物、排出物および廃棄物		
EN8	温室効果ガス排出量（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ ） 温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン3種の全6種	P.18,21, 28,57
EN9	オゾン層破壊物質の使用量と排出量	P.28
EN10	NOx、SOx、その他の重要な放出物（タイプ別） NOx：窒素酸化物、SOx：硫黄酸化物	P.18,31,57
EN11	種類別と処理方法別の廃棄物総量	P.33-35
EN12	種類別の主要な排水	P.18,57
EN13	化学物質、石油および燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量	P.48
原材料		
EN14	主要製品およびサービスの主な環境影響	P.13-16
EN15	製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、および実際に再生利用された比率	P.18,33-34
法の遵守		
EN16	環境に関する国際的な宣言／協定／条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制、地域の規制の違反に対する付帯義務と罰金	P.49
エネルギー		
EN17	再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み	P.22-27
水		
EN20	報告組織の水の使用によって著しく影響を受ける水源とそれに関係する生態系／生息地。	P.39
生物多様性		
EN25	事業活動と操業による、自然保護区や脆弱な生態系地域への影響 脆弱な生態系：原文はsensitive area、わずかな負担により異なる状態へと移行してしまうような生態系。日本では、高層湿原や今高山の花畑などが典型的な例。	P.38,40-41
EN26	事業活動と操業に起因する、自然生息地の改変内容、および生息地が保護または復元された割合	P.38,40-41
EN27	生態系が劣化した地域における、原生の生態系とそこに生息する種の保護と回復のための方針、プログラムおよび目標	P.37,40
EN29	保護地域あるいは脆弱な生態系からなる地域とその周辺において、進行中または計画中の事業	P.38,40
放出物、排出物および廃棄物		
EN32	報告組織からの排水と流出によって重大な影響を受ける、水源とそれに関係する生態系／生息地	P.39
輸送		
EN34	物流を目的とした輸送に関する重要な環境影響	P.24
その他全般		
EN35	種類別の環境に対する総支出	P.19-20
社会的パフォーマンス指標		
項目	指標	該当ページ
労働慣行と公正な労働条件		
安全衛生		
LA5	労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行	P.63-64
LA6	経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、このような委員会が対象としている従業員の割合	P.63-64
人種多様性と機会均等		
LA10	機会均等に関する方針とプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述	P.59,67
雇用		
LA12	従業員に対する法定以上の福利厚生	P.66,68
顧客の安全衛生		
LA16	雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述	P.66-67
LA17	技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム	P.66-67
人権		
方針とマネジメント		
HR1	業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述（監視システムとその結果を含む）	P.59,60
方針とマネジメント		
HR8	業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修	P.59
懲罰慣行		
HR9	不服申し立てについての業務慣行（人権問題を含むが、それに限定されない）の記述	P.59,68
HR10	報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述（人権への影響を含むが、それに限定されない）	P.59
社会		
地域社会		
SO1	組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画（監視システムとその結果を含む）の記述	P.37,61
SO4	社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰	P.41,51,79
製品責任		
プライバシーの尊重		
PR3	消費者のプライバシー保護に関する組織の方針、手順／マネジメントシステム、遵守システムの記述	P.60
顧客の安全衛生		
PR6	報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞	P.12